

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年6月30日

**【会社名】** 株式会社協和日成

**【英訳名】** KYOWANISSEI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北 村 眞 隆

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区入船三丁目8番5号

**【電話番号】** 03 (6328) 5600 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部長 鈴 木 正

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区入船三丁目8番5号

**【電話番号】** 03 (6328) 5600 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部長 鈴 木 正

**【縦覧に供する場所】** 株式会社協和日成 神奈川支店  
(神奈川県川崎市高津区末長四丁目7番8号)

株式会社協和日成 埼玉支店  
(埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目6番15号)

株式会社協和日成 千葉支店  
(千葉県千葉市美浜区幕張西三丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第67期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円（普通配当9円、記念配当5円）

総額161,216,020円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第28条第2項および第36条第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

北村眞隆、赤松良郎、鈴木 正、川野 茂、神長建史、佐々木秀一、清水善久、福島博喜、癸生川浩樹及び初瀬良治を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

杉田正臣、山口雄司、今来康文及び石曾根泉を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する山口雄司及び監査役を退任する井上耕一郎に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを決議するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,622	8	0	(注) 1	可決 99.92
第2号議案 定款一部変更の件	9,622	8	0	(注) 2	可決 99.92
第3号議案 取締役10名選任の件					
北村 眞隆	9,622	8	0	(注) 3	可決 99.92
赤松 良郎	9,622	8	0		可決 99.92
鈴木 正	9,622	8	0		可決 99.92
川野 茂	9,622	8	0		可決 99.92
神長 建史	9,622	8	0		可決 99.92
佐々木 秀一	9,622	8	0		可決 99.92
清水 善久	9,622	8	0		可決 99.92
福島 博喜	9,622	8	0		可決 99.92
癸生川 浩樹	9,622	8	0		可決 99.92
初瀬 良治	9,622	8	0		可決 99.92
第4号議案 監査役4名選任の件					
杉田 正臣	9,622	8	0	(注) 3	可決 99.92
山口 雄司	9,622	8	0		可決 99.92
今来 康文	9,622	8	0		可決 99.92
石曾根 泉	9,622	8	0		可決 99.92
第5号議案 退任取締役および 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	9,618	12	0	(注) 1	可決 99.88

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。